

## 常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 契約書（案）

常滑市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、乙が提供する企業版ふるさと納税マッチング支援業務について、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（定義）

常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務（以下「本業務」という。）とは、乙が地方創生応援税制（以下、「本税制」という。）又は甲が指定する本税制の対象事業に関する情報（甲が公開済のものに限る。以下「概要資料」という。）を乙の取引先（以下「紹介候補先」という。）に提供及び説明等を行い、紹介候補先が甲との面談を希望した場合、紹介候補先を乙が甲に寄附見込企業として取次ぐ（以下「紹介先」という。）業務である。

### 第2条（本業務の開始）

本業務は、「常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託契約書」（以下「本契約書」という。）の締結をもって取扱いを開始する。

### 第3条（本業務の内容）

1. 甲は、乙が甲の個別の了承なく、紹介候補先に対する概要資料の提供を予め承諾する。
2. 紹介候補先が甲との面談を希望した場合に限り、乙は甲に対して紹介先として紹介する。
3. 乙は、本業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

### 第4条（確認事項）

乙は甲に対し、法令等（法律、命令、規則、裁判、行政指導、行政通達、甲又は乙が所属する業界団体等が策定する自主ルールを含み、法令等について改正等が行われた場合には、改正後のものを含む。）に抵触又は違反しない範囲で本業務を行うものとする。

### 第5条（報告）

1. 乙は、第3条第2項に定める乙の行為及び本条次項に定める甲の行為について、予め紹介先の承諾を得て、甲に対しその旨を確認できる書面（写しを含む。）を提出する。
2. 甲は、紹介先が本税制を活用し甲への寄附を実施した場合、直ちに乙に報告するとともに、寄附申出書等の寄附金額を確認できる書面（写しを含む。）を乙に提出する。

### 第6条（委託料）

甲は、本業務の委託料として次のとおり乙に支払うものとする。

#### （1）委託料の額

紹介先から甲への本税制を活用した寄附の金額×●●.●%及びこれにかかる消費税及び地方消費税を含む額とする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### （2）委託料発生条件

紹介先から甲への本税制を活用した寄附の実行をもって、乙は甲に対し委託料の支払を請求できる。ただし、当該寄附が本契約期間内に実行されたものに限る。

#### （3）支払期限

乙が都度発行する請求書に記載の支払期限とする。

#### （4）消費税及び地方消費税

委託料の支払いに課せられる消費税及び地方消費税は、甲の負担とする。

#### 第7条（独立性）

1. 甲と紹介先との間で生じる取引上その他の問題・紛争等については、それが法律上のものであるか否かを問わず、全て甲がその責任において処理・解決するものとし、甲は、乙に何らかの責任を負わせず、負担をかけないものとする。
2. 乙は、本契約に基づく紹介先と甲との間における事業上、経営上の成果について、甲に対し一切の責任を負わないものとする。

#### 第8条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に基づいて一方の当事者から開示を受けた情報を第三者に開示・漏洩してはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

- (1) 甲及び乙が、一方の当事者から開示を受けたとき既に公知であったか、自己が保有していたもの。
- (2) 甲及び乙が、一方の当事者から開示を受けた後、自己の責によらず公知となったもの。
- (3) 甲及び乙が、一方の当事者から開示を受けた、又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を課せられることなく開示を受けたもの。

#### 第9条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、本契約に基づき甲へ提供される紹介先の個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定義する個人情報をいう。）について、当該紹介先に対し、利用目的その他の事項を説明のうえ、本件業務遂行上必要な承諾を得ていることを保証する。
2. 甲は、乙から提供を受けた紹介先の個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき最善の管理を行うものとし、紹介先の事前承諾を得ることなく、第三者への紹介先の個人情報の提供及び個人情報記録された資料などの複写又は複製を行ってはならない。

#### 第10条（免責事項）

1. 甲は寄附の受入について、自己の責任に基づき判断、決定する。
2. 乙は紹介先より提供された資料の内容などに関し、何ら保証をするものではない。
3. 甲と紹介先の間で発生した紛議の処理および当該紹介に関する損害について、乙はその責任を負わない。
4. 乙が紹介候補先に対して提供した甲に関する情報が、紹介候補先から第三者に提供され、甲に損害が生じた場合、その損害のうち乙の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、乙はその責任を負わない。
5. 乙は甲に対し、本契約に基づいたサービスの提供に尽力するが、紹介先を紹介する義務は負わない。

#### 第11条（本契約の解除）

1. 甲又は乙は、相手方に対し、少なくとも1ヵ月の予告期間を設けて書面による通知を行うことにより、本契約を解除することができるものとする。
2. 甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は書面により催告できるものとし、催告にもかかわらず是正されない場合は、相手方は本契約を解除することができるものとする。
  - (1) 一方の当事者が正当な理由が無く本契約に基づく債務の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 一方の当事者の故意又は過失により、他方の当事者に重大な損害を与えたとき。

3. 甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は通知・催告等を要せず直ちに本契約を解除することができるものとし、本契約に基づき相手方に負う義務について直ちに弁済するものとする。
- (1) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
  - (2) 廃業したとき。
  - (3) 営業の禁止又は停止、若しくは免許取消等の処分を受けたとき。
  - (4) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (5) 仮差押、仮処分、差押、競売等の申立を受けたとき。
  - (6) 次条の規定に反したとき。

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び暴力団員等と次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為。
  - (5) その他各号に準ずる行為。

#### 第13条（本契約の期間）

本契約の期間は、本契約締結日から令和9年3月31日までとする。

#### 第14条（届出事項の変更）

甲及び乙は、その商号、代表者、住所、その他相手方に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により相手方に届け出るものとする。

#### 第15条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約の準拠法は、日本法とする。
2. 本契約に関して訴訟を提起する場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 16 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 8 年〇月〇日

甲 愛知県常滑市飛香台三丁目 3 番地の 5  
常滑市  
常滑市長 伊藤 辰矢

乙